



発行: クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

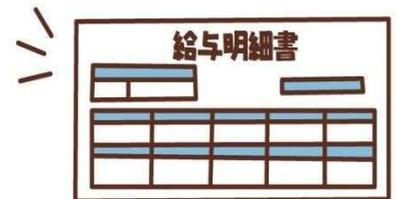
トビヨロズ 平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成30年8月10日までに答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめ公表しました（平成30年8月10日）。

これは、平成30年7月26日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

..... 平成30年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 改定額の全国加重平均額は874円（昨年度848円）。
- 全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ。
- 最高額（東京都985円）に対する最低額（鹿児島県761円）の比率は、77.3%
（昨年度は76.9%。なお、この比率は4年連続の改善）。
- また、引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差が3円に縮小（昨年度は4円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が23県（平成27年度以降最多。昨年度は4県）。



◆平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況◆

都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日	都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日
北海道	835 (810)	25	±0	平成30年10月1日	滋賀	839 (813)	26	±0	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日	京都	882 (856)	26	±0	平成30年10月1日
岩手	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	大阪	936 (909)	27	±0	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	+1	平成30年10月1日	兵庫	871 (844)	27	+1	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	奈良	811 (786)	25	±0	平成30年10月4日
山形	763 (739)	24	+1	平成30年10月1日	和歌山	803 (777)	26	+1	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	+1	平成30年10月1日	鳥取	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
茨城	822 (796)	26	±0	平成30年10月1日	島根	764 (740)	24	+1	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	±0	平成30年10月1日	岡山	807 (781)	26	+1	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	+1	平成30年10月6日	広島	844 (818)	26	±0	平成30年10月1日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	山口	802 (777)	25	±0	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	±0	平成30年10月1日	徳島	766 (740)	26	+1	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	±0	平成30年10月1日	香川	792 (766)	26	+1	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成30年10月1日	愛媛	764 (739)	25	+2	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	高知	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
富山	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	福岡	814 (789)	25	±0	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	±0	平成30年10月1日	佐賀	762 (737)	25	+2	平成30年10月4日
福井	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	長崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月6日
山梨	810 (784)	26	±0	平成30年10月3日	熊本	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
長野	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	大分	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成30年10月1日	宮崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
静岡	858 (832)	26	±0	平成30年10月3日	鹿児島	761 (737)	24	+1	平成30年10月1日
愛知	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	沖縄	762 (737)	25	+2	平成30年10月3日
三重	846 (820)	26	±0	平成30年10月1日					

※カッコ内は、平成29年度に改定された地域別最低賃金額。効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成 29 年度）」が公表されました（平成 30 年 8 月 7 日公表）。これは、平成 29 年度に、長時間労働が疑われる 25,676 事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成 29 年度は、監督指導を実施した事業場のうち 70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成 28 年度の 66.0%よりも、その割合が増加しています。平成 29 年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

…………… 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント [平成 29 年度] ……………

(1) 監督指導の実施事業場：25,676 事業場

このうち、18,061 事業場（全体の 70.3%）で労働基準関係法令違反あり

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

①違法な時間外労働があったもの：11,592 事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるものは、8,592 事業場（74.1%）

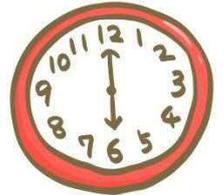
②賃金不払残業があったもの：1,868 事業場（7.3%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773 事業場（10.8%） など

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986 事業場（81.7%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499 事業場（17.5%）



■ 監督指導事例 ■

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

事例のなかには、36 協定の締結・届出をせずに、労働者 28 名について、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 224 時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかったため、是正勧告が行われたという事例もあります。

これは極端な事例ですが、他には、次のような事例もありました。

- 健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていないため是正勧告
- 常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1 年以内ごとに 1 回のストレスチェックを実施していないため是正勧告

★労働基準法や労働安全衛生法は、必ず遵守する必要がありますね。

平成 31（2019）年 4 月からは、働き方改革関連法によるこれらの法律の改正も実施されます。より一層の法令遵守が求められることとなりますので、不安な点など、気軽にご相談ください。



お仕事
カレンダー
9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7 月決算法人の確定申告と納税・1 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10 月・翌年 1 月・翌年 4 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）



労働関係指標

労働関係指標 (2018年6月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.4%	(前月差+0.2ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.62倍	(前月差+0.02ポイント)
	広島県	※1			広島県	2.10倍	(前月差+0.10ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,632万人	(前月差-41万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	448,919円	(前年同月比+3.6%)
	広島県	※1			広島県	432,215円	(前年同月比-1.0%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。(2018年4月～6月平均を2018年10月号にて掲載予定)

※2 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

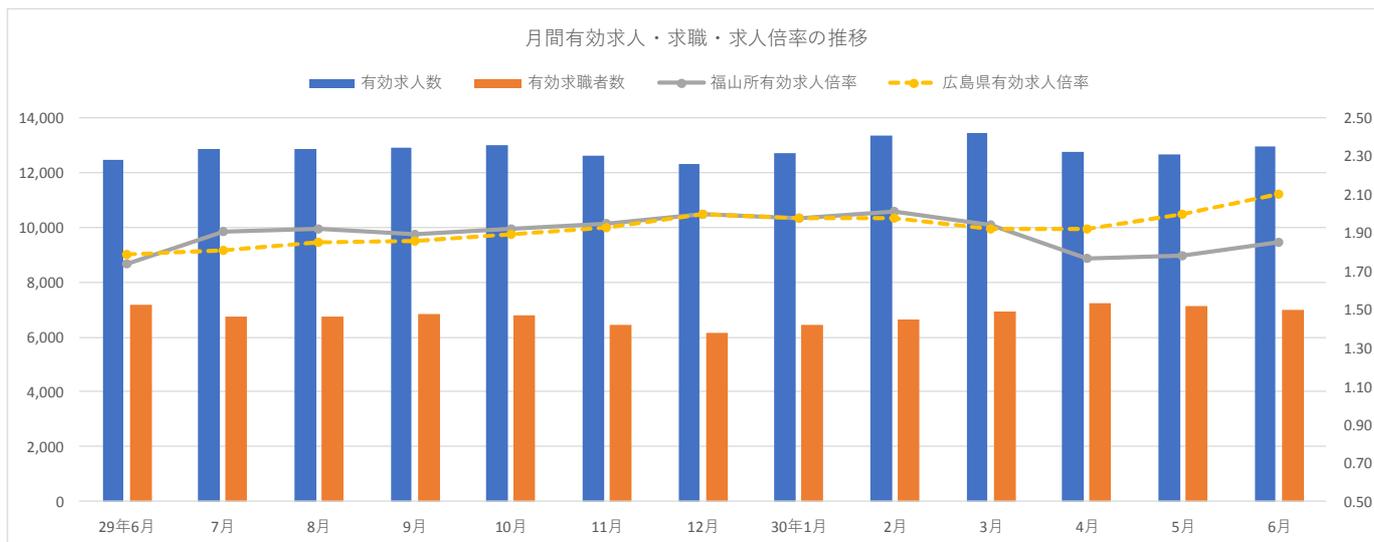
※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

●平成30年6月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2018(平成30年)8月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.85倍で、前月比0.07ポイント上昇。前年同月比0.11ポイント上昇
 - ・ 月間有効求人数は12,963人で、前月比2.3%増加。前年同月比3.8%増加。
 - ・ 月間有効求職者数は6,991人で、前月比2.0%減少。前年同月比2.7%減少
- 新規求人倍率は3.32倍で、前月比0.26ポイント上昇。前年同月比0.23ポイント上昇
 - ・ 新規求人数は4,480人で、前月比5.3%減少。前年同月比2.6%減少。
 - ・ 新規求職申込件数は、1,351人で、前月比12.7%減少。前年同月比9.1%減少
- 就職件数は537人で、前月比5.1%増加。前年同月比9.1%減少



	29年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人数	12,485	12,846	12,880	12,931	12,999	12,617	12,314	12,692	13,332	13,430	12,751	12,668	12,963
有効求職者数	7,184	6,741	6,724	6,838	6,780	6,462	6,170	6,426	6,618	6,930	7,221	7,136	6,991
福山所有効求人倍率	1.74	1.91	1.92	1.89	1.92	1.95	2.00	1.98	2.01	1.94	1.77	1.78	1.85
広島県有効求人倍率	1.79	1.81	1.85	1.86	1.89	1.93	2.00	1.98	1.98	1.92	1.92	2.00	2.10



特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新規学卒卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給されます。

(平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇入れた事業主が対象です)

【高校中退者コース】

- ① 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）
- ② これまで高校中退者を高卒卒で雇入れたことがないこと

企業区分、定着期間に応じ各コース1名を上限として、下表の支給額が支給されます

企業区分	1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	60万円	10万円	10万円
それ以外の企業	40万円	—	—

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。



営業日のお知らせ

2018年9月						
日	月	火	水	木	金	土
						<u>1</u>
<u>2</u>	3	4	5	6	7	<u>8</u>
<u>9</u>	10	11	12	13	14	<u>15</u>
<u>16</u>	<u>17</u>	18	19	20	21	<u>22</u>
<u>23</u>	<u>24</u>	25	26	27	28	<u>29</u>
<u>30</u>						

2018年10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	<u>6</u>
<u>7</u>	<u>8</u>	9	10	11	12	<u>13</u>
<u>14</u>	15	16	17	18	19	<u>20</u>
<u>21</u>	22	23	24	25	26	<u>27</u>
<u>28</u>	29	30	31			

赤字の日、及び青文字の日は
休みとさせていただきます。

編集後記

夏の名残で、まだまだ暑い日が続きますが、日が短くなり、段々と秋の気配が近づいているのを感じます。今年の夏は記録的な猛暑となり、40℃超えなど各地で観測史上最高気温を更新しました。

記録といえば、記念すべき第100回全国高等学校野球選手権大会（甲子園）でも素晴らしい記録が生まれました。大阪桐蔭が史上初となる2度目の春夏連覇を果たしたのです。試合前から優勝候補の筆頭と言われ、逸材揃いとの評判でした。そんな勝って当たり前という相当な重圧の中でしっかりと勝ち切った大阪桐蔭は本当に実力のある強いチームだと思います。

野球はチームスポーツでもあり、個人の役割がはっきりとしているスポーツでもあると言われます。チームとして大きな成果を上げるにはどのようなチームであるべきなのか、個人の能力がとても大切だと分かるイチロー選手の言葉をご紹介します。

「強いチームというのは、個人があつてチームがあると思うんです。個々が持っている力を発揮して、役割を果たして、それが結果としてチームとしての力となる。でも、弱いチームは、個々が持っている力を発揮されない。だから勝てない。『チームのために』という言葉でごまかして個人の力を発揮できないことへの言い訳を探す、そうしたらもっと勝てなくなる。」

スポーツには人生や仕事と多くの共通点があります。組織においても、一人ひとりが一流になることを目指した結果として、最強のチームに成長していくのだと思います。